

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 03日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県伊豆市小立野38-2

氏名 伊豆市

伊豆市長 菊地 豊

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0558 - 83 - 3901

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	土肥浄化センター		
事業場の所在地	静岡県	伊豆市	土肥2920-23
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	地方公務
② 事業の規模	計画汚水量 日平均汚水量 1,786 ³ /日、日最大汚水量 2,416 ³ /日
③ 従業員数	3名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
 伊豆市長
 |
 上下水道課長(統括責任者)
 |
 上下水道課下水道スタッフ(計画担当部署)
 |
 維持管理委託業者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	下水汚泥	3,308.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) 平成6年度において、水処理施設に土壌菌と接触させることにより、汚泥の収集及び減量を可能にしたバイオリアクターを設置した結果、役30%の減量化が図れた。また、平成29年度からはバイオリアクターの替わる新たな薬剤を試験運用しており、より一層コスト削減化を目指す。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	下水汚泥	3,000.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 発生抑制を目的とした設備、薬品等を予算の範囲内で積極的に採用する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	下水汚泥	0.000 t	
		0.000 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	下水汚泥	0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t	3,139.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 定期的に汚泥形状を測定し効率の良い薬品を添加し減量を図った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t	2,800.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 脱水効率の向上により中間処理を推進する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	下水汚泥	0.000	169.000	0.000	0.000	169.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(これまでに実施した取組) 平成12年度までは、全量を脱水汚泥を乾燥し肥料（普通肥料登録済み）として桜葉生産者により有効利用されてきた。しかし生産者高齢化により利用量が減少して来た為、平成13年度より肥料会社に一部処分を委託した。その後平成17年度より脱水汚泥発生量全量を処分委託した。なお、当該脱水汚泥は肥料として有効利用されている。						

		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	下水汚泥	0.000	200.000	0.000	0.000	200.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		(今後実施する予定の取組) 今後も全量を肥料会社に委託しコンポスト化し肥料として有効活用していく。				
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

